

に移管する、国家公務員がいわゆる地方公務員になるわけでありすけれども、私がここで懸念をいたしますが、公務員の皆さんが、こつちで企業立案ができるから道州に行きたい、ここで私たちの力が発揮できるんだ、そしてまたそれによさわしい報酬もあるんだという、やはり公務員の皆さんが本当にやる気になっていただくような、そういう身分の転換システムというふうなものが必要であらうかと思ひます。

もつと拡大して考えれば、アメリカなんかは、行政のトップは皆さん、リボルビングドアで、政権のたびに変わるわけですから、まあちよつと政権がかわらなくても困るんですけれども、政権がかわらない中でも、そうした民間の方を入れていくという仕組みも私は非常に重要かと思ひます。特に大臣の、今後公務員の身分を変えていくというのは、これは大きな法改正が必要だと思ひますけれども、こうしたことに関するお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私、国、地方の行政改革と同時に公務員制度改革も担当しておる人間でございます。道州制を導入するということになれば当然、国、地方のスリム化は避けて通れない課題でございます。国家公務員が道州公務員になっていくということも大いにあり得る話でございます。そういうことを聖域なくして考えていきたいと思ひます。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。これまた本当に力強い御答弁をいただいたと思ひますけれども、この道州の移管の問題と、あと一点、地方制度調査会では、道州制が導入されたときに知事というものは直接公選をするということになっていくわけでありすけれども、我々の議論の中では、今これに対してはいろいろの点など、憲法改正なくしてできるという点ではないわけでありすけれども、本当に何百万、何千万になるような大きな、国にも匹敵するような自治体道州の中で、そのトップが今のようないかなる権限を持っていいのかわかりません。また、これが一人何百万

票もとるような知事が生まれた場合に、独裁に陥つたりポピュリズムに陥つたりとかいうような懸念があるかと思ひます。私見で結構です。大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 今現在、地方自治体の首長さんは直接選挙で選ばれていくわけでございます。その延長線上で道州のトップを考えるとすれば、やはり今自治体において起つてきている弊害というのは大いに失敗の教訓として考えるべきだと思ひます。すなわち、多選による弊害というのがあるのだとすれば、それは多選禁止というのを盛り込んでいくのは当然のことであらうと思ひます。

○松浪(健太)委員 ありがとうございます。多選の禁止はこれくらいになれば当然であると思ひますけれども、数百万票もとる知事が出た場合に、議院内閣制の総理大臣の正統性との面で比べた場合、今後いろいろな論点が出るかと思ひます。

○河本委員 次、吉井英勝君。私、この前の二月二十一日の当委員会、政府広報の契約、タウンミーティングの問題で林副大臣などに質問いたしました。その際、最初の二〇一〇年度の前半は電通との随意契約であり、随意契約はタウンミーティングの経費を非常に高価格にした要因だということなどを指摘しました。

政府は、随意契約の後は企画競争を取り入れたという答弁でしたが、企画競争とは、競争の文字は入っているが競争契約ではなく、随意契約の相手を決める方法の一つで、結局これは随意契約であるということですが、この点は間違いないです。まず最初に政府参考人に確認します。○高井政府参考人 お答え申し上げます。企画競争、御指摘のようにこれは随意契約の一

方式でございますけれども、内容といたしましては、相手方を決定するに当たつて競争性、透明性を確保するため、事前の公募により複数の者から企画書の提出を求め、その内容等について審査を行い、最もすぐれた提案をした者を契約の相手方とする方式でございます。

御指摘の二〇一〇年度の後期のタウンミーティングの運営の請負契約については、当時、運営業務に関する知見が十分蓄積されておらず、よりよい手法を検討していく中で、直ちに運営業務を定型化して一般競争を行わず、企画競争による業者選定に基づいて契約を行ったところでございます。

○吉井委員 要するに、企画競争といっても随意契約だということですね。これは予備的調査の調査報告の中でも、衆議院調査室がまとめておりますが、企画競争によるものとして、そして契約は随意契約とさつちり書いてありますから、それは間違いないですねという確認です。もう一度確認しておきます。

○高井政府参考人 随意契約においては間違いないと思ひます。ただし、企画競争性のある随意契約という認識でございます。○吉井委員 何か企画競争と聞けば、みんな競争していると思ふんです。競争契約かと思つたら全然そうじゃなくて、随意契約だ。そのことを聞いたわけですね。

タウンミーティングの企画競争について、企画競争に参加した企業とそれから見積書の金額を明らかにされたらということをやつと求めてきたわけですが、見積書は、企画競争のコンペが終わつた後に電通からだけとは違ってあつても、毎回必ず他社から見積書をとつたということにはなつていないと思ふんです。だから、見積もりの金額も予定価格も落札率も要するにやわらかくない、こういうふうになつていふと思ふんですが、企画競争の後、電通だけじゃなくて必ず他社から見積書をとつていふんです。

いたすけれども、企画競争に参加した企業、十社でございます。その中でこの企画競争を行つて、当時電通が最も優秀であるというふうな審査をしたものでございまして、その後、見積書を電通からとつたということ、電通だけとつておるといふことでございます。

○吉井委員 普通は、これは国土交通の場合であればどこであれ、競争入札をやつたら全部明らかにするわけですよ。予定価格はどうであつたか、落札率は幾らであつたか全部明らかにするのです。企画競争だと言いがら、要するに、電通と随意契約して電通の分だけが出てきて、あとのものは見積もりもとつていない。この契約のあり方というものは余りにも異常だということをおまじやわなきやいけな思ふんです。そして、これは今からであつても、きちつと各社の見積もりをとつて、改めて提出をしていただきたいと思ひます。

二月のこの委員会でタウンミーティングを取り上げたときに、政府広報の契約のことについて、公益法人契約の政府広報というのをこのときやつたわけですが、きょうは、新聞による政府広報、広告代理店、広告掲載企業との契約について伺ひたいと思ひます。

政府広報のうち、新聞というメディアを使ったものは予算的にかなり大きいものと思ひますが、どのくらいの割合を占めていふんですか。○高井政府参考人 政府広報予算のうち、新聞に係る、予算に占める割合でございます。当初予算を見ますと、平成十七年度で三二・一%、十八年度三四・一%、十九年度三四・八%となつております。

○吉井委員 それで、新聞による政府広報というのは一般競争入札で行つていふわけですが、入札案件は各年とも、記事下というのと突き出しという二種類がありますが、この二つの掲載方法と契約方法の違いについて伺つておきます。○高井政府参考人 お答え申し上げます。まず、記事下広告でございますけれども、新聞

の紙面の記事の下に掲載される広告でございます。一方、突き出し広告と申しますのは、新聞の紙面の左と右下の隅の方に小さく掲載される広告、小スペースの広告ということでございまして、契約内容、方法につきましては、記事の下の方の広告につきましては、広報する内容と実施時期を決定した上で随時掲載することであるのに対して、突き出し広告は、一週間の単位として、各新聞、特定した曜日に定期的に掲載するという内容でございます。

契約の方式でございますけれども、記事下広告は、契約をする時点で年間の実施計画を確定させることが困難でありますので、広告、新聞一段当たりの単価で年間契約をしております。一方、突き出し広告は、年間の実施回数で確定しております。なお、契約につきましては、記事下広告及び突き出し広告それぞれについて、また新聞ごとに、ただし地方紙は地域ブロックになりますけれども、そういう一般競争入札を行っているところでございます。

○吉井委員 要するに、記事下は単価契約で、突き出しは総額契約ということですか。
資料一をごらんいただきましたと思うんですが、これは内閣府政府広報室からの提出資料を整理したものです。二〇〇一年度から二〇〇五年度までの五年分の新聞による政府広報の契約をまとめたものですが、五年間合計は、記事下については、これは一段当たりの総額は八十九億九千万円、記事突き出しは約四十二億四千万円、総計百三十二億三千万円というのが年間の新聞広告の政府広報の契約額ですが、この中で電通は四十九億七千万円、全体の三八％、約四割と断トツなんです。二位の博報堂は二十四億七千万円、全体の一九％、大体二割。あとの企業は、どれも契約額全体の一けた台。新聞による政府広報は電通と博報堂の二社独占という状態ですが、実質、言ってみれば電通の独占体制。

そこで、林副大臣に伺っておきたいと思うんですが、こういう資料を見たときに、競争といっても実際は随意契約、いろいろなところで行われてきて、そして、実質的に新聞広告なども四割は電通とか、これは、適正に競争入札が行われた結果こういうふうになっているというふうにお考えかどうか、伺います。

○林副大臣 お答え申し上げます。
今、吉井先生から資料を出していただきましたけれども、平成十三年度から十八年度の、今御指摘のありました政府広報の新聞広告の掲載の契約は、電通が四七・四、博報堂が一五・〇というところで、二社独占ではないわけですが、電通との契約に大きな割合が占められているというのは御指摘のとおりだと思っております。各年度ごとに見ますと、例えば十三年度は、電通が五〇・三に対して博報堂はゼロだった年もございますし、一方、その次の十四年度は、電通が一・一、博報堂が三七、こういう年もあります。たので、各年度ごとに見ると、いろいろばらつきもあるわけでございます。

一般競争入札で新聞広告掲載の契約はきちっと行っておるものではないので、電通、博報堂を含めた各広告代理店による適正な競争の結果であるというふうにご認識しておるところでございます。
○吉井委員 企画競争といっても、各前に競争がついているだけで、実際に随意契約であったりとか、この実績を見ても、これは余りにも異常な事態ということをはっきり読み取ることができません。そもそも、広告掲載業者の業務というものはどういふものなのか、広告制作業者とどう違うのかを、これはごく簡潔に、政府参考人から説明してもらいたいと思っております。

○河本委員長 高井室長、わかりやすく説明してください。
○高井政府参考人 はい。まず、広告掲載業務でございまして、先ほどの新聞記事下、突き出しに広告を掲載するというところで、そのスペースを、新聞の広告枠をとることが一つの業務です。それから、この広告の原稿データ、実際に載せるものを受け取って、それを新聞社の方に送って載せてもらう。それで、その載せたことを確認するという、掲載について行うのが広告掲載業者でございます。

○吉井委員 要するに、制作業者の方が新聞社の仕様に合わせて政府広報室と協議して原稿をつくるわけですよ。広告掲載業者というのは、要するに挿入をしておいて、制作業者がつくった製版を政府広報室にとりに行つて、それを各新聞社に送るといふことであるわけですから、政府広報を掲載する新聞社は現在、自社の広告掲載料を公開しておりますから、電通や博報堂などの広告掲載業者というのは、広告制作業者がつくった広告を運ぶだけという仕事で、中間マージンを取っているだけということになってくると思うんですね。そうすると、政府広報室というのは、直接、広告を制作業者に発注すれば、相当額をさしつくと、もつと安いものになるということになってくるんじゃないですか。

○高井政府参考人 これは一般競争入札をいたしておりますので、そういう業者はとれると思つたら入つてくるということ、これは競争をしているわけでございますので、その中で結果であるというふうにご認識しております。
○吉井委員 ところが、いろいろなところでよく一般競争入札というお話はあつても、予備的調査の報告書を見ておりましたも、随意契約の場合には、予定価格と落札率一〇〇％というのは出てくるんですが、一般競争入札の場合には予定価格も落札率も何も出てこない。私たちが、求めてもなかなか提示をされないわけですよ。これは結局、予定価格と落札価格が同額か、ほとんど同じ、一〇〇％に近いということがあつて、そもそも一般競争入札といふながら、その札入れの価格を示すこと自体、非常に都合なことがおありなんだろうというところを思わざるを得ません。

新聞広告による政府広報入札は、すべて一回の札入れで落札者が決まつていて、再入札の例は一例もありません。再入札の場合には勝負にならずと見て辞退する例も結構あるんですが、それにしても、辞退件数が多いという状況、これ一般競争入札と言ふのかどうかということなんですが、これは不自然と思いませんか。
○高井政府参考人 この辞退理由については個々の入札参加業者の判断であると考へておられますけれども、補足いたしますと、入札方式について見ますと、新聞記事下、突き出し両方につきましては、業者の負担軽減、事務簡素化の観点から、一回の入札で、この新聞の記事下、突き出し、しかも中央紙、ブロック紙、地方紙、欄にしまして三十一カ所、欄が現在あるわけでございますけれども、それを一回で入札することになっております。

ということになりますと、やはり、業者によっては地方紙は落とそうとか、あるいはこの部分を重点的にやろうというふうな業者がおられるというところで、これは辞退と書いてございますけれども、そういうことで重点的に入札をしているという業者の結果もあるんじゃないかなというふうにご認識しております。
○吉井委員 資料二をごらんいただきましたと思うんですが、黒いのがすつとあつたりするものですね。これは、二〇〇一年度から二〇〇七年度ま

資料一で引き続き見ていただきたいのは、新聞による政府広報で不可解なのは、入札には来ておきながら入札を辞退する、こういう広告掲載業者が余りに多過ぎるという問題です。
入札辞退件数という、一番右端を見ればわかるわけですが、新聞ごとに入札の札を入れるわけですが、辞退件数は、日本経済社が百十一回、オリコムは九十回、読売エージェンシー八十回、名鉄エージェンシー七十九回も入札辞退ということになっております。そこはまた落札件数が非常に少ないわけですが、落札件数が少ない会社が入札辞退の件数が多いということも明瞭にこれで読み取ることが出来ます。

で、新聞による政府広報の入札状況調査を年度別に整理したものであります。

上の段は、記事下一段当たりの単価契約をやったものです。下の方は、記事突き出しの契約の方なんです。二重丸は落札した広告掲載業者、黒塗り部分は入札辞退社なんです。空白は、入札したが落札できなかった会社ということになります。これをみれば明白なように、電通と博報堂の独占受注というのは一目瞭然とすることになるんですが、これは出してきていた例が二〇〇六年度と二〇〇七年度とが部分的なものであります。この資料全体を見れば、これは電通、博報堂の独占受注ということになっております。

特に地方紙は完全に電通一極支配というふうになつておるんですが、このように電通が新聞各紙の独占的落札、記事下の方です。例えばこういふふうなものですよね。「所得税は一月から、住民税は六月から納税額が変わります」とか、「これまで、全国の特区は八百四十七件！」とか、「これで、あなたから始まる構造改革。」とか、大体新聞の半分を使つての広告ですが、「特区 あなたのアイデアが、地域を変える。」というものを電通が奪取りをする。別なところで制作業者がやるわけですが、独占的に落札できるのは一体どうしてなのか。政府参考人に簡潔に、わかるように説明してほしいと思つております。

○高井政府参考人 先ほども申しましたように、ここは応札業者の考え方によるものと思つておられます。といいますのは、確かに先生御指摘の二〇〇六、二〇〇七はこのようになっておりますけれども、かつて二〇〇一年から二〇〇四年を見ますと、地方紙も含めていろいろな会社が入札、応札、落札をしているという状況でございまして、そういう一般競争の中で競争が行われて、結果的にこのようになっておるというふうには認識しております。

○吉井委員 結果的にというお話なんですけれども、結果的に電通の独占落札というのは、この姿自身、何か異常だ、おかしいというふうには考え

ませんか。

○高井政府参考人 もちろん、競争入札でございますので、極端に言つて談合とかがありましたら我々は当然それを調査するということになりますけれども、我々としては、緊張感を持つてこの入札についてウオッチをしていくということ、適正に行われておるというふうには認識をいたしております。

○吉井委員 緊張感を持つてウオッチできていないというのが、こういう事態がずっと続いているということにあらわれているんじゃないかと思つておるんです。

資料二の入札辞退社の部分を見ると、例えば、二〇〇六年度で見ますと、フジサンケイアドワイク、日本経済広告社、日本経済社、オリコムなどはほとんどすべて真つ黒で、入札辞退なんです。二〇〇七年度を見ても、フジサンケイアドワイク、日本経済広告社、日本経済社、日経広告などはほとんどすべて真つ黒で、入札辞退。対照的に、ほとんどすべてを電通が落札している。主要大手新聞社の広告部門でもあるような会社も、入札に来ておきながら入札をしない。しかも、札を入れない競争入札の参加業者の組み合わせまで同じ。これは余りにも不自然だと思つておるんです。電通の一極支配構造を維持するための広告掲載業界ぐるみの談合、そういう疑いがありますか、あるいはもともと出てくると思つておるんです。そこで改めて伺いますが、電通の落札率一〇〇%、もしくはそれに近い数字ではないかと思つておるんですが、これは違つたと断言できますか。

○高井政府参考人 予定価格は今後の入札に影響いたしますので申し上げられませんが、一〇〇%にはなつておらないということでございますし、それから先ほどの、いろいろ、一部だけ入札している業者がおられるという御指摘でございますけれども、よく見ますとその新聞社の関係会社であつたりするわけでございますので、やはりそれぞれの会社の方針があるというふうには思つて

おります。

○吉井委員 入札予定価格は明らかにできないと言つておるだけども、予備的調査を見ると、予定価格、例えば、テレビ特別番組「日本列島おもしろい夢紀行 食育最前線」の制作というのは、事業委託で電通と随意契約となつていますが、これは予定価格三千万円とか落札率一〇〇%とか、ちゃんと書いていますよね。

これは、落札率一〇〇%というのは先に相手に、これは三千万円で予定してありますからと教えてあげないことには一〇〇%にならないし、だから私はタウンミーティングの問題で冒頭に申し上げたんですけれども、相手の方から企画書なり仕様書なりが出てきて、それでこれをやるうと思つたらこれだけかかりますと、それをやるうと思つてきて、それをそのまま予定価格だということにしない限り一〇〇%にならないし、皆さんの方が予定価格を決めておつたら、幾ら随意契約といえども、相手の方からうちはこれだけで済みますということを言つてきて、しかも企画競争入札もやつておるんですよ。これを見ておると、企画競争入札の結果によるものと書いていますね。

企画競争入札というのは、企画競争で、企画の中身と金額を皆入れての話なんです。だから、全部が予定価格一〇〇%なんというのにはあり得ない話なんです。それなのに何で予定価格が明らかになれないのか。しかも、必ずしも一〇〇%というものがじゃないというわけですが、実際に発表されているものは一〇〇%。一体これはどういうことなのかということになっておると思つておるんです。

だから、やはり入札予定価格というものをきちんとそれぞれについて明らかに示していく。それから、札入れした額がそれぞれどうであつたのか、やはりこれを明らかにしないことには、こういう異常な事態はいつまでも続くんじゃないですか。

○高井政府参考人 御指摘の企画競争について申し上げますと、やはり予算の枠もございまして、

経費の概算の上限額を示して企画を募るということを行つておるところが多くございまして。そういうことでそういう数字が上がつておるのかなと思つておるんです。

それから、一般競争の方でございましてけれども、やはり今後も毎年続いていくわけでございますので、予定価格を公示するということは今後の入札に影響するということでございますけれども、先生御案内のとおり、入札調書につきましても、先生御案内のとおり、各社がどのように入札しているかという数字はオープンにしているという状況でございます。

○吉井委員 入札の調書について、予定価格、落札率、これは一般競争の分については報告の方では真つ白で、明らかにされておると思つておるんです。

それで、予備的調査報告書を見ると、これは林副大臣に伺つていきますけれども、電通と博報堂は落札率一〇〇%となつておるのが掲載されておりますが、入札予定価格が漏れているんじゃないかという問題とか、あるいは談合入札の疑念がぬぐい切れないという問題があります。

この間の経験が示しているのは、談合入札の裏には官僚の天下りがあるというのだから取上げておりました。そこで内閣府の方に伺つて説明を伺つて、電通には内閣府の経済社会総合研究所次長を最後に退職した牛嶋後一郎氏とか、博報堂には経済社会総合研究所総括政策研究官を最後に退職した丸岡淳助氏の二人の天下りがあるということになっておりますが、しかし、実際はもつと多いんです。

衆院調査局の中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況予備的調査によれば、国家公務員退職者は二〇〇六年四月時点で、電通に十二人、うち常勤が七人、博報堂には五人、うち常勤三人、東急エージェンシーには一人で常勤のみというふうには、天下りという問題があります。

そこで、副大臣、公務員制度改革を今政府として口にしてはいますが、公務員制度改革を口

にするなら、こうした天下りの内訳とか談合入札の疑念なしは疑念について、きちんとした詳細な説明や報告というものをやるべきだと私は思うんですが、あなたにそれを伺っておきたいと思ひます。

○林副大臣 大事な御指摘だと思います。

今まさに委員から御指摘がありましたように、三月の二十九日だったと思いますが、衆議院の調査局が、これは電通と博報堂の両社から回答があったというペースでございまして、予備的調査をやって、今先生御指摘の人数が上がつたわけでございます。そのうち、内閣府の元職員は今の二名だったということでございます。

まず、現在、この二社とかそこにおられる方は、退職してすぐ行かれた方と、そうでない場合があります。総務省では、退職して再就職した、それを各県で取りまとめをして、総務省で数を取りまとめしておりますけれども、それを含む、例えばやめて何年もたつた方まで全部、元公務員ということで再就職を全部把握するということは大変に膨大な作業になりますので、これは適当ではないと考えておりますが、まさに今委員が御指摘になりました国家公務員法等の一部を改正する法律案、国会に提出させていただいておりますが、これには、管理職の職員が離職後二年間に営利企業等の地位についた場合には届け出を行うとはつきり定めまして、この内容を取りまとめ公表する、こういうふうにしております。新しい法案の中にはそういう枠組みをつくって、きちっと、そういう疑念みたいなものを抱かれないようにしていく、こういう姿勢を示しておるところでございます。

○吉井委員 これからこうするとかあるのか、いつもこういう話になると出てくるんですけども、一番大事なことは、まず解明だと思ひますね。実際に、政府広報を契約する内閣府の人が天下りをしていつている。そして、この入札の一連のいろいろな問題の中で、いろいろな疑念とか疑惑、そういうものが持たれるものについて、やはりまずこれを徹底的に解明する。そのことなしに公務員制度改革を口にするということ、私は、かなり筋が違ふんじゃないか。改革を口にするんだしたら、まず実態の究明、解明だということをおっしゃらなうと思ひます。

一般に広告代理店として知られている広告掲載業者というのは、政党的宣伝とか広告業務を請け負ってきております。それで、政府の方がまとめて出しているらっしゃる政党交付金に係る報告書というのを見ておきますと、自民党の方は二〇〇一年から二〇〇五年までの五年間に、業界最大手の電通に宣伝事業費として約二十六億八千万円支払っているわけですね。民主党の方は同じ期間に、業界第二位の博報堂に宣伝事業費約七十三億三千六百万円を支払っていらつしやるわけですが、この税金が、電通、博報堂の利益の源泉になつていられるという問題もありません。

政府企画のタウンミーティングから政府広報、それから政府の新聞広告の仕事をとることで、新聞支配といえますか、要するに、広告料というのによつて、テレビを含むマスコミへの広告料収入を通じた影響力の行使、さらには電通の政治ビジネス、政治関与、政治支配という政治的影響力の行使というものは、私は、これは日本の民主主義にとつても非常に懸念される問題だと思ひます。

時間が来たという札が来ましたから、時間がありませんからきょうはこれでおきますが、電通の広告をめぐるこの異常契約の問題というのは、ただ単に広告の問題とか契約の問題にとどまらない、日本のマスメディアから政治への関与とか影響力行使とか、民主主義にかかわってくる非常に重要な問題を今抱えてきています。このことを引き続きまた取り上げていきたいということをお願いして、本日の質問を終わります。

○戸井田委員長代理 次は、岩國哲人君。

○岩國委員 民主党の岩國哲人でございます。

今日は、渡辺行革担当大臣に今後の公務員制度のあり方について、特に今、世間一般で問題になり、先ほど吉井委員からもいろいろ関連質問がありました天下りを中心として、この天下りというものをごとういうふうな改革しようとしておられるのか、その改革の実効性について本日に確信の持てる機構というのをお考えおられるのかどうか、そういうことについて、大臣御自身のお考えあるいは理念というものをただしたい、そのように思ひます。

まず最初に、こうした日本の経済あるいは官僚の仕組みというのは、外国から取り入れ、そしてそれを育ててきたものですけれども、この天下りという弊害的に使われる言葉、これはどこの国が最もひどい、天下りといえればあの国が一番ひどいんだというのとはどこですか、まずそれをお話してください。

○渡辺国務大臣 天下りの比較社会学というのがあれば、そういうことも明らかなのかもしれない。しかし、天下りというのは、これは私の方が逆にお聞きしたいんですが、英語で何と言つたらいいんでしょうか、恐らくこれは、日本の公務員、とりわけ国家公務員の世界に特有のプラグラマティックルールではないのかというのが私の感想でございます。

私流に天下りを定義いたしますと、各府省庁が予算と権限を背景に人事の一端として行う再就職のあつせん、あつせんによる再就職を天下りというべきものかと思ひます。

したがって、これは人事の一端でありますから、本人ももういや応なしに行かざるを得ないわけですね。また、受け取る方の受け皿も、これは人事の一端で来るわけですから、だれが来ててもこれはまあしょうがないか、こういうことになるのではないのでしょうか。したがって、受け取る方にはないで、これは言つてみれば、だれが来てもしようがないわけでございますし、何かメリットがないとやつてられないよなということになるわけでございますから、当然、その出す方と受け

取る方との間で、言つてみれば子会社、関連会社的な関係ができてしまうということになるような気がいたします。

そういういたしますと、これはもうまさしく癒着の構造でありますから、そこにおいて最悪のケース、官製談合などということが行われたりするのではないのでしょうか。

したがって、今回の改正では、そうしたプラグラマティックルールを根本的に変えちゃおう、人事の一端をやめてもらおうということ、各府省庁の再就職あつせんを全面的に禁止するものでございます。

○岩國委員 こういう問題が、なぜ先進国あるいは資本主義の枠組みの日本だけで行われておつて、同じような環境にあるアメリカで、イギリスで、フランスで、ドイツで行われていないのか、そういうことの解明なくして、この問題は私としても解決できないと思ひます。

日本では、年金の問題だろうと農業の問題だろうと近代化の問題だろうと消費税の問題だろうと、何か新しい問題あるいは外国で既に行われている問題があるならば、すぐに視察団が飛んでいくでしょう。行かなくてもいいような視察団まで飛んでいく。今度の場合に、この天下り視察団といふのは、どこの国を目指して飛んでいったのか。そういう調査、分析、解明はできていないのか。それもやらないで、とにかくおざなりの答案さえつくるうということであつて、どこの国が一番悪いのか、どこの国をお手本にしたらいのか、そういう調査報告書というものはどこにできていますか。だれが、いつ、どこへ調べに行つたのか、もつと具体的に答えてください。

○渡辺国務大臣 日本では、明治時代に、民法はフランス人に書いてもらいました、刑法はドイツ人が書いたものをモデルにしたわけですね。憲法は、アメリカ人が書いたものを戦後、モデルにしてつくつたわけでございます。したがって、委員御指摘のように、公務員制度もどこかがモデルになつていられるらう、だつたら、これを改革する